

（仮称）明石市こどもの養育費に関する条例（案） に係る意見公募手続（パブリックコメント）について

1 条例制定の目的

本市では、こどもを核としたまちづくりを進めるにあたって、こどもの成長に欠かせない養育費をきちんとこどもに届けられるよう、こどもに寄り添う支援を行ってきました。こどもの養育費確保支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するために、新たな条例の制定に向けた検討を進めています。つきましては、条例をより良いものにするため、みなさまからの意見を募集します。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

（仮称）明石市こどもの養育費に関する条例（案）

(2) 募集期間

2023年（令和5年）1月6日（金）

～2023年（令和5年）2月4日（土）まで ※必着

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

ア 行政情報センター（市役所本庁舎1階）

イ 各市民センター

（大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター）

ウ あかし総合窓口（パピオスあかし6階）

エ 市民相談室（市役所本庁舎2階）

閲覧場所	執務時間
ア 行政情報センター	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分
イ 各市民センター	平日の 8 時 55 分～17 時 15 分
ウ あかし総合窓口	平日は 9 時～20 時、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 9 時～17 時 15 分まで
エ 市民相談室	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由です。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）」を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】 提出は下記の①～④のいずれかの方法でお願いします。

① 郵送

〒673-8686

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

② ファックス

FAX 078-918-5102

明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

※ 送信後、078-918-5002 へ着信確認のお電話をお願いします。（聴覚障害があるなど、お電話が難しい場合は、着信確認は不要です。）

③ 電子メール

soudan@city.akashi.lg.jp

④ 窓口

明石市政策局市民相談室市民相談係までお持ちください。

（〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 市役所本庁舎 2 階）

受付時間：平日の 8 時 55 分～17 時 40 分

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「(仮称)

明石市こどもの養育費に関する条例（案）」についての意見であることを

明記してください。

- ③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

- ① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名等の権利利益を害するおそれがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- ② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- ③ 住所、氏名、電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市政策局市民相談室市民相談係

TEL：078-918-5002

FAX：078-918-5102

E-mail:soudan@city.akashi.lg.jp